

三重県健康福祉部医療事故等公表基準

1 医療事故公表の意義

健康福祉部の地域機関である小児医療センターあすなろ学園及び草の実リハビリテーションセンター（以下「各施設」という。）は、医療法上の病院である。病院では、医療における安全管理を迫及していくため、自ら医療事故を公表する責務があるといえる。また、医療事故の事実と対応策を公表することは、医療の透明性を高め、患者様や県民の皆様からの信頼を得るとともに、他の医療機関への情報提供にもなり、医療の安全管理に資することとなる。更に、事故の原因とその背景となった問題点を明らかにするとともに、事故に対しどのような対策が施され、その結果何が改善されたかを公表することは、患者様や県民の皆様の知る権利にこたえるものであり、これを通じて事故の再発防止を図ることができる。

2 用語の意義

(1) 医療事故

この公表基準に規定する「医療事故」とは、患者様が本来持っていた疾病や体質などの基礎的条件によるものではなく、医療においてその目的に反して生じた有害な事象を指す。

医療事故には、医療内容に問題があつて起きたもの（過失による医療事故：医療過誤）と医療内容に問題がないにもかかわらず起きたもの（過失のない医療事故）とがある。

(2) ヒヤリ・ハット事例

日常診療で患者様に被害を及ぼすことがなかったが、「ヒヤリ・ハット」した体験、いわゆるインシデントをヒヤリ・ハット事例といい、次のような場合が該当する。

(ア) ある医療行為が仮に実施されたとすれば、患者様に何らかの被害が予測される場合

(イ) ある医療行為が実施されたが、結果的に実体として患者様に被害がなく、またその後の観察も不要であった場合

なお、ヒヤリ・ハット事例は医療事故として取り扱わないこととする。

3 医療事故のレベル

医療事故の発生により生じた影響の大きさに応じて、そのレベルを以下のとおり設定する。

| | |
|------|--|
| レベル1 | ・ 事故を原因として、生活にほとんど影響しない軽度な後遺症が残った場合 ・ 事故により、当初必要でなかった治療や処置が新たに必要となり、入院日数又は、外来通院の増加が必要になった場合 |
| レベル2 | ・ 事故を原因として、一時的に生命徴候（バイタルサイン）に重大な影響を与え、治療を要したが、その後回復した場合及び生活に影響する中等度の後遺症が残った場合 |

| | |
|------|---|
| レベル3 | ・事故を原因として、生活に影響する高度の後遺症が残った場合及び患者様の治療経過に重大な影響を与えた場合 |
| レベル4 | ・事故により、死亡した場合 |

4 公表基準

健康福祉部長及び各施設の長は、共同して、次のいずれかに該当する医療事故した場合、これを公表する。

- (1) レベル3又は4に相当する過失のある医療事故は、原則公表する。
- (2) レベル1又は2に相当する過失のある医療事故は、包括的に公表する。

なお、過失のない医療事故または医療事故以外の事故であっても、社会的影響を考慮のうえ、必要があればこれを公表する。

5 患者様及びご家族等への配慮

- (1) 公表にあたっては、事前に患者様及びそのご家族に十分説明を行い、原則として書面により同意を得る。
- (2) 公表する内容から、患者様や職員が特定されることや識別されることのないよう十分配慮する。

6 県の責務

- (1) 医療事故等が発生した場合には、県は、被害の生じた患者様及びそのご家族に対し誠意を持って対応する。
- (2) 県は、医療事故等を防止するため、組織的な取り組みを行う。
- (3) 医療事故等に関して国家賠償法に基づき県に損害賠償責任が認められた場合には、県は誠実にその責任を履行する。

7 その他

この基準運用にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日）

1. 本文中、「健康福祉部長」を「子ども・家庭局長」改める。
2. この基準は、平成27年4月1日から適用する。